

○武蔵野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成17年12月22日条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、複数年度にわたって使用しようとする事務用機器、施設の設備機器、車両その他の物品の借入れに関する契約とする。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。